

日影による中高層の建築物の制限（瑞浪市）

市役所の位置

東経137度15分27秒

北緯 35度21分31秒

用途地域	規制の有無	容積率	対象建築物	平均地盤面からの高さ	日影規制時間	
					敷地境界から水平距離 ≤ 10m	敷地境界から水平距離 > 10m
第一種低層住居専用地域	有	全て	軒高 > 7m または 地上階数 ≥ 3	1.5m	4時間	2.5時間
第二種低層住居専用地域	有	全て	軒高 > 7m または 地上階数 ≥ 3	1.5m	4時間	2.5時間
第一種中高層住居専用地域	有	全て	建築物の高さ > 10m	4m	4時間	2.5時間
第二種中高層住居専用地域	有	全て	建築物の高さ > 10m	4m	4時間	2.5時間
第一種住居地域	有	全て	建築物の高さ > 10m	4m	5時間	3時間
第二種住居地域	有	全て	建築物の高さ > 10m	4m	5時間	3時間
近隣商業地域	有	200%	建築物の高さ > 10m	4m	5時間	3時間
	なし	300%				
商業地域	なし					
準工業地域	有	全て	建築物の高さ > 10m	4m	5時間	3時間
工業地域	なし					
工業専用地域	なし					
指定なし（Ⅱ）	有	全て	軒高 > 7m または 地上階数 ≥ 3	1.5m	4時間	2.5時間
指定なし（Ⅲ）	有	全て	建築物の高さ > 10m	4m	5時間	3時間
指定なし（Ⅴ）	なし					